

金融円滑化にかかる基本的方針

当JA広島市(以下、「当JA」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・利用者みなさまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当JAは、組合員・利用者みなさまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者みなさまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営む組合員・利用者みなさまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員・利用者みなさまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当JAは、組合員・利用者みなさまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・利用者みなさまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。□
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、組合員・利用者みなさまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・利用者みなさまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当JAは、組合員・利用者みなさまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、組合員・利用者みなさまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
 - (1) 関係役職員を構成員とする会議体にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 「金融円滑化管理責任者」を置き、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の□方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性

を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

この方針の変更は、平成25年4月1日から施行する。

広島市農業協同組合